

七尾市 保育園入園のしおり

【お問い合わせ先】 〒926-0046 石川県七尾市神明町1番地
七尾市健康福祉部 子育て支援課保育支援グループ
電話 0767-53-8419 FAX 0767-53-1052
<http://www.city.nanao.lg.jp/> E-mail:kosodate@city.nanao.lg.jp

1 保育園とは

保育園は、保護者が仕事や病気などのため、家庭において保育することができない児童を児童福祉法に基づき、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

したがって、保育園は「集団生活に慣れさせたい。」等といった理由では入園できません。下記の入園基準に該当する場合に、保育園へ入園することができます。

2 入園基準

(1) 保育を必要とする事由

保育園に入園できる児童は、保護者が次(①～⑩)のいずれかの事情に該当し、子どもを保育できない場合です。また、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などは保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイムなど、基本的にすべての就労を含む）
- ② 妊娠、出産（出産予定月とその前後2ヶ月で最大5ヶ月）
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑦ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑧ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑨ 求職活動（起業準備を含む）
- ※ 求職活動中を理由に入園することはできませんが、保育の実施期間は3ヶ月となります。
この間は、求職活動の状況を確認させていただきます。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

(2) 支給認定の種類

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

新制度では保育園などを利用する際に従来の入園申込みとは別に認定を受けていただく必要があります。認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認定こども園

※保育園に入園する場合は、2号認定もしくは3号認定を受ける必要があります。

(3) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって原則として下記のように「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間＋必要に応じた延長保育
保育短時間（パートタイム就労相当）	1日最大8時間＋必要に応じた延長保育

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり48時間です。

3 支給認定申請及び入園申し込み

(1) 4月1日入園申し込み

平成29年4月1日の入園申し込みについては、平成28年11月24日（木）～平成29年1月31日（火）の期間に一斉受付をしています。

申し込み期間を過ぎると、平成29年4月1日～4月15日の間の入園はできません。ただし、緊急を要する入園の申し込みは、随時受付します。

支給認定申請書（兼入園申込書）等の様式は、子育て支援課又は各保育園にあります。

(2) 年度途中の入園申し込み

年度途中からの入園申し込みは、随時受付を行っています。入園を希望する日の10日前までに子育て支援課又は各保育園へ支給認定申請書（兼入園申込書）等の必要書類を提出して下さい。

※書類の不備等がある場合は、希望する日に入園できないことがあります。

(3) 七尾市に住所を有する方で七尾市以外の保育園へ入園を希望する場合

七尾市へ入園の申し込みをする必要があります。子育て支援課窓口にて支給認定申請（兼入園申込書）を提出願います。なお、入園は月初日、退園は月末となります。手続きに日数を要しますので、余裕をもってお申し込み下さい。

(4) 七尾市以外へ転出予定の方で転出先の保育園へ入園を希望する場合

転出先の市町村へ必要書類、申込締切日等をご確認下さい。

4 申込必要書類

(1) 支給認定申請書（兼入園申込書）

平成28年1月からマイナンバー制度が始まったことにより、支給認定の申請の際に、マイナンバーカード（通知カード）の記載及び提示、申請をする保護者の本人確認が必要になりました。

マイナンバーカード（通知カード）の提示対象

- ・ 入園する児童
- ・ 保護者（父、母）※申請の際、申請書を提出する保護者の本人確認（運転免許証など）が必要です。

(2) 家庭で保育ができないことを証明する書類

保育できない理由	必要書類
就労	就労（内定）証明書 自営就労申立書
妊娠、出産（通園期間は出産予定月とその前後2カ月で最大5カ月）	母子健康手帳（表紙、出産予定日欄）の写し
保護者の疾病、障害	診断書の写し 又は 病院の領収書 身体障害者手帳、療育手帳等の写し
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	診断書の写し 又は 病院の領収書 身体障害者手帳、療育手帳等の写し 介護保険被保険者証（要介護度がわかる部分）の写し
災害復旧	罹災証明書
就学	在学証明書 又は 学生証の写し等 及び時間割、就学期間を確認できるものの写し
虐待やDVの恐れがある	個別に相談
育児休業中	個別に相談
求職活動（起業準備を含む） ※求職者は3ヶ月以内の就労を目的とする	求職中の入園申込誓約書 求職活動支援機関等利用証明書 ※就労開始後、速やかに支給認定書、就労（内定）証明書及び自営就労申立書を提出して下さい。求職活動の状況を確認するため、「求職活動状況報告書」を提出していただく場合があります。入園後退職した場合も求職中と同様の取扱いとなります。

(3) 保育料算定のための書類

1 所得課税証明書

子どもの保護者等で市内に住所がない方、または七尾市以外で市町村民税を納税している場合や、市外から転入してきた方（1月1日の住所地の市町村で発行）

※添付がない場合は、保育料が最高額となる場合があります。

- 2 身体障害者手帳等（身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書）の写し
世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合
- 3 在学証明書（原本等）※在学していない場合は子育て支援課へお問い合わせください。
別居していて主に保護者からの仕送りによって生活している子がいる場合

5 保育料

（1）保育料の決定

保育料は、市町村民税所得割額に基づき算定されます。

4月から8月は前年度の市町村民税額、9月から翌年3月は当年度の市町村民税額に基づいて算定します。

なお、保育料については、決定次第お知らせします。

父母に一定の所得がない場合は、同居の祖父母のうち所得が多い方を家計の主宰者として市町村民税を合算し、保育料を決定します。

また、所得の状況を申告していない場合は、保育料が最高額となる場合がありますので、ご注意ください。

（2）保育料の納付方法

保育料は、入園した日から保育園に在園している期間の間、毎月納入していただきます。納付期限は原則25日です。

①口座振替による納付

口座振替を希望する場合は、「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、金融機関へ直接提出して下さい。口座振替日は、毎月25日です。引き落としができなかった場合は、その月の保育料は現金納付となります。

②現金による納付

保育園を通じて配布される「保育料納入通知（納付）兼領収書」をお持ちの上、金融機関、子育て支援課又は各保育園へ毎月25日までに、納付して下さい。

※ 25日が金融機関の休業日の場合は翌営業日が口座振替日及び納付期限となります。

（3）保育料以外の費用負担

3歳以上児の主食費など、保育料とは別に必要な費用があります。各保育園へお問い合わせ下さい。

6 支給認定及び利用の決定

提出していただいた支給認定申請書等に基づき、支給認定を行い入園基準に該当しているかを総合的に判断して入園を決定します。

入園に際しましては、「支給認定証」交付の以後、「入園承諾書」を通知します。

7 支給認定等の内容に変更が生じた場合

保育の必要性（就労、求職活動など）や保育の必要量（標準時間、短時間）、家族構成など、支給認定の内容や支給認定申請書の内容に変更が生じた場合は、内容変更の申請書及び添付書類を提出していただく必要があります。

保育園又は子育て支援課へご連絡ください。